

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和7年5月9日から同年9月9日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び宇部市産業経済部産業政策課において公衆の縦覧に供します。

令和7年5月9日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ウェスタまるき西宇部店
所在地 宇部市西宇部南三丁目1365の5

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社丸喜	山陽小野田市大字西高泊680の7	木谷 宏治

3 変更に係る事項の概要

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,764㎡

(変更後) 2,441㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

事 項	変 更 前	変 更 後
駐車場の位置及び収容台数	縦覧に供する届出書類に示すとおり	
荷さばき施設位置及び面積	縦覧に供する届出書類に示すとおり	
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	縦覧に供する届出書類に示すとおり	

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

事 項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	株式会社丸喜 有限会社くすりのタケシ タ 午前0時00分から 午後12時00分まで	株式会社丸喜 有限会社くすりのタケシ タ 午前0時00分から 午後12時00分まで (未定) 午前9時00分から 午後8時00分まで
駐車場の自動車の出入口の数	6箇所	5箇所
駐車場の自動車の出入口の位置	縦覧に供する届出書類のとおり	
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設No. 1 午前6時00分から 午後9時00分まで	荷さばき施設No. 1 午前6時00分から 午後9時00分まで 荷さばき施設No. 2 午前6時00分から 午後9時00分まで

4 届出年月日

令和7年4月24日

5 変更年月日

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

令和7年12月25日

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

令和7年12月25日

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ・大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- ・荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

令和7年12月25日

- ・駐車場の自動車の出入口の数及び位置

令和7年6月10日